

委託業務受託者選定審査基準

1 趣旨

この基準は、宝塚市観光・シティープロモーション事業業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という）が実施する宝塚市観光・シティープロモーション事業業務（以下「本業務」という）の委託先事業者に係る選定審査の審査基準に関し必要な事項を定めるものとする。

2 総則

審査会は、委託先事業者の選定について、提案者から提出のあった審査資料などの内容について、3の審査基準に基づき、書類審査及び必要に応じてヒアリング、プレゼンテーションの実施を行い、総合的に点数評価し、委員全員の採点結果の合計が最も高い提案者を受託候補者とする。

3 審査基準及び配点

審査基準は、次のとおりとする。（合計100点）

(1) 実施方針（20点）

制作物のコンセプトは、事業の目的に合致しているか。事業内容に対する理解度はあるか。

(2) 企画（20点）

事業目的を達成するのに適した、魅力ある企画内容となっているか。

(3) 実施体制（10点）

本業務の遂行に必要な人選および人員配置、役割分担となっているか。

(4) 実現性（20点）

本業務の実施工程や実施内容において、理論的で実現性の高い提案がなされているか。

(5) 実績（20点）

類似業務、関連業務の実績があり、本業務の遂行に必要な知見、ノウハウ、専門知識を有しているか。

(6) 価格（10点）

提案内容の質に応じた受託希望金額であり、事業費の積算に経済性はあるか。

4 採点方式

3の審査基準に基づき、具体的な評価項目を別に設けるものとし、提案者ごとに審査資料の内容などを審査し、各評価項目を原則として次の5ランクで採点し、合計点を集計する。

5点＝特に良い	4点＝良い
3点＝普通	2点＝やや劣っている
1点＝劣っている	

5 その他

受託候補者の特定件数は2件とし、以下のとおり特定する。

- (1) 審査委員の採点の合計点数が満点の6割以上の者の中から高い順に受託候補者および次順位者（補欠）を特定する。
- (2) 同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により決定するものとする。